

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局総務部管理課 (06-6615-6678)
処分担当名	当該都市公園（大阪城公園、鶴見緑地、八幡屋公園、長居公園、扇町公園、靱公園、うめきた公園を除く）を所管する公園事務所または総務部管理課 ・ 鶴見緑地公園事務所 ・ 真田山公園事務所 ・ 大阪城公園事務所 ・ 八幡屋公園事務所 ・ 長居公園事務所 ・ 扇町公園事務所 ・ 十三公園事務所
処分の名称	行為許可
概 要	都市公園は本来、一般の自由な利用に供する場ですが、排他的・独占的な利用等、一定の行為について、条例で制限しています。それらの行為をする場合には、市長の許可を得る必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第4条
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 申請の対象となる行為が、条例上の制限行為であること。 (参考) 条例第4条 (1) 物品を販売し又は頒布すること。 (2) 営業のために役務を提供すること。 (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。 (5) ロケーションをすること。 (6) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの。 (2) 工作物を伴わないこと。 (3) 都市公園という公共施設で行われる行為として許容できるものであること。 (4) 当該公園の立地条件、公園周辺の環境からみて、許容できるものであること。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないこと ◎使用する目的に応じて、次の要件を満たすことが必要です。 (1) 物品の販売・頒布 公園内での物品の販売・頒布は通常では認められず、この制限を解除するには、公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性がなければならない。 例えば、露店営業についても、単独で許可することはできず、主体となる催しがあり、それに情趣をそえる副次的なもので、必要と認められるものに限って許可する。 (2) 集会その他 通常集会などに使用される広場以外について使用する場合には、その使用場所の物理的要件や立地条件のほかに、公園の性格やその場所を使用する十分な理由がなければならない。 例えば、街区公園において物理的要件を満たしていても、その集会等の内容に地域性がなく、またその場所でなければならない必然性がないときには、使用場所を街区公園以外の広場に変更させるなどの指導を行う。 (集会その他の該当事例) 集会、運動会、競技会、盆踊り など (3) 募金、署名活動その他 募金、署名活動などは、一般に公園の自由使用の妨げになるので、公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があるときに限って許可する。 (4) ロケーション 営業として行う野外撮影、放送活動などをあらわしており、映画やテレビのロケーションに限定しているものではない。 公園という健全な憩いの場で行われるものであるので、公園のイメージを損なうようなロケーションの内容であってはならない。 (ロケーションの該当事例) 映画製作、テレビ撮影、パンフレット・ポスターなどの営業に使用する撮影、モデル(人・物とも)を持ち込んで行う撮影、ラジオ放送 など

審査基準	(5)はり紙、はり札その他広告物 はり紙、はり札その他営利目的の広告物は、単独では許可できない。公園内で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際に、当該催しの主催者が協賛団体等の広告物を掲載する場合と、公園施設として設置許可を受けた施設の一部に広告物を掲載する場合に限って許可する。この場合でも、次の各号に該当するときは、許可しない。 ①公園または公園施設の美観を著しく害するおそれのあるもの ②公園または公園施設の管理上支障を及ぼすおそれのあるもの ③公序良俗に反するもの ④法令の規定に違反するもの ⑤他人に不快の念を与えるもの ⑥前各号に掲げるもののほか、公園の設置目的に照らして不相当と認められるもの。
標準処理期間	40日
経由日数	—
提出先	当該都市公園を所管する公園事務所
提出時期	随時
提出方法	当該都市公園を所管する公園事務所へ提出してください。
手数料	事例により異なりますので、当該都市公園を所管する公園事務所にお問い合わせください。
相談窓口	当該都市公園を所管する公園事務所
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009736.html
備考	